

アリモドキゾウムシ緊急防除等事業実施要領

第1 通則

消費・安全対策交付金等交付要綱（平成17年6月3日付け農マ第68号農業水産部長通知。以下「県要綱」という。）別表のうちアリモドキゾウムシ緊急防除等事業の交付に関しては、県要綱及びこの要領の定めるところによる。

第2 定義

(1) 発生区域

この要領において、「発生区域」とは、アリモドキゾウムシの緊急防除の実施について（令和5年2月17日付け4消安第6235号農林水産省消費・安全局長通知）第3に掲げる発生区域をいう。

(2) 協力金

この要領において、「協力金」とは、アリモドキゾウムシ緊急防除等実施細目（令和4年12月23日付け4消安第4723号農林水産省消費・安全局長通知、以下「国細目」という。）3（2）のオ及び5に定める防除協力金をいう。

(3) 苗補償

この要領において、「苗補償」とは、国細目3（2）のキ及び別に定める方針に基づく補償金をいう。

第3 事業実施主体の要件

国細目3（2）のエに掲げる寄主植物の作付けの禁止への協力を行った農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社、その他知事が認める農業者が組織する団体又は国細目3（2）のキに掲げる苗補償の対象となる農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社、農業協同組合、その他知事が認める農業者が組織する団体とする。

第4 交付の対象

交付の対象となる取組及び要件は以下に掲げるものとする。

(1) 作付けの回避

原則として、発生区域内で令和4年度にさつまいもを生産していたほ場において、令和6年度産のさつまいもの作付けを回避し、かつ他の作物（地力増進のための緑肥作物を除く）を作付けしていないこと。

(2) 苗補償

発生区域において、令和7年度産のさつまいもの作付けを回避するために、注文又は購入等をしていた苗等をキャンセル又は廃棄したことにより、損失が発生していること。

(3) その他

その他知事が認める取組及び要件。

第5 交付単価及び対象面積・数量等

(1) 作付けの回避に係るもの

ア 交付単価

交付単価は315千円/10a（315円/m²、1円未満は切捨て）とする。

ただし、交付単価が経営実態と著しく乖離していると認められる場合にあつては、当該生産者の販売実績等を踏まえて個別に知事と協議した単価を用いることができる。

イ 対象面積

原則として、令和4年度にさつまいもの出荷実績があることが証明できるほ場（苗床を含む）の面積の合計値とする。

(2) 苗補償に係るもの

ア 交付単価、数量等

原則として、実費相当額とする。

(3) その他に係るもの

交付単価等については個別に知事と協議することとする。

(4) (1)から(3)までに掲げる協議は様式第3号により行い、知事は様式第4号により協議結果を通知する。

第6 交付の申請等

(1) 提出部数（各1部）

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）※協力金の申請に限る

ウ 協議書（様式第3号）※協議を行う場合に限る

(2) 提出期限

交付申請兼請求書の提出期限は別に定める日までとする。

協議書は交付申請兼請求書と併せて提出するものとする。

第7 交付の決定及び確定等

(1) 協議結果書（様式第4号）※協議に回答する場合に限る

(2) 交付決定兼確定通知書（様式第5号）

(3) 不交付決定通知書（様式第6号）

第8 書類の提出

書類の提出先は発生区域を管轄する農林事務所長とする。

第9 返還

農林事務所長は、協力金の交付を受けた者の交付申請内容の誤りや虚偽等が判明した場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費・安全対策交付金等交付申請書
(アリモドキゾウムシ緊急防除等事業)

年 月 日

〇〇農林事務所長 氏 名 様

所在地
名 称 (法人の場合)
代表者 氏 名
電話番号

〇年度においてアリモドキゾウムシ緊急防除等事業の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請・請求します。

記

1 交付申請額 _____円（内訳：別紙のとおり）

2 口座振替先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人（カナ）	

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

申請者氏名(又は法人名) : _____

1 作付け回避に係る協力金 (対象農地)

No	町名・地番	面積 (m ²)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
面積計		

※畑の面積や耕作者が確認できる書類を添付してください(納税通知書、中間管理事業の通知等)

※出荷実績が確認できる書類を添付してください(出荷販売伝票、確定申告書等)

※区域外の農地が含まれている場合や代替作物の作付けが確認された場合は、減額して交付する場合があります

※欄が不足する場合は行を増やす又は複数枚提出をお願いします

交付単価 (_____) 円/m² × 面積計 (_____) m² = _____ 円

2 その他 (※該当がある場合のみ) _____ 円

(内容)

※交付単価等について個別に協議を行う場合は様式第 3 号を添付してください

申請者氏名(又は法人名): _____

1 苗等の補償金額

苗等の購入先	
注文数	本
キャンセル料	円(消費税込み)
作付予定農地面積	m ²

※苗等の数量、金額を確認できる契約書や発注書、領収書等を添付すること。

アリモドキゾウムシ緊急防除等事業の申請に関する誓約書

私は、アリモドキゾウムシ緊急防除等事業（以下「協力金」という）の申請に当たり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、協力金の不交付や返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

1. 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
2. 協力金の申請に当たり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
4. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経営に一切参画していません。
5. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団等に該当しないことを確認するため、静岡県警察に照会を行うことに同意します。
6. 申請内容の虚偽や不正が疑われる場合は静岡県警察に照会を行うことに同意します。
7. 提出書類を5年間保存します。

年 月 日

(法人の場合) 本店所在地 / (個人の場合) 住所 _____

氏 名 (自 署) _____

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称(法人の場合)
代表者 氏 名

アリモドキゾウムシ緊急防除等事業の交付単価等に係る協議について

アリモドキゾウムシ緊急防除等事業実施要領第5の規定に基づき、交付単価及び対象面積・数量等について、下記のとおり協議します。

記

1 作付けの回避に係る協力金の交付単価 _____ 円/㎡

※単価の算定に係る資料を添付すること

2 その他（※その他の協議内容がある場合は記載すること）

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

様

静岡県知事 氏 名

アリモドキゾウムシ緊急防除等事業の交付単価等に係る協議結果について

年 月 日付けで提出のあった協議の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

（協議結果を記載）

様

〇〇農林事務所長 氏名 印

消費・安全対策交付金等事業交付決定通知兼確定通知書
(アリモドキゾウムシ緊急防除等事業)

年 月 日付で申請があったアリモドキゾウムシ緊急防除等事業の交付については、アリモドキゾウムシ緊急防除等事業実施要領第7の規定に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定（確定）額： 円
- 2 一部不交付決定理由：

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

〇〇農林事務所長 氏名 印

消費・安全対策交付金等事業不交付決定通知書
(アリモドキゾウムシ緊急防除等事業)

年 月 日付けで申請があったアリモドキゾウムシ緊急防除等事業の交付については、アリモドキゾウムシ緊急防除等事業実施要領第7の規定に基づき、不交付を決定しましたので通知します。

記

不交付決定理由：